

愛玩動物看護師法第 2 条第 1 項に規定する動物（案）について

【対象となる動物種に関する規定】

愛玩動物看護師法

第 2 条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 17 条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第 17 条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

獣医師法

第 17 条 獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

獣医師法施行令

第 2 条 法第 17 条の政令で定める飼育動物は、次のとおりとする。

- 一 オウム科全種 （：セキセイインコ、オカメインコ等）
- 二 カエデチヨウ科全種 （：ブンチヨウ、ジュウシマツ等）
- 三 アトリ科全種 （：カナリア等）

【政令で定める動物（案）】

- 獣医師法施行令第 2 条で定める愛玩鳥（オウム科全種、カエデチヨウ科全種、アトリ科全種）としてはどうか。

【考え方】

○ 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第2条の規定を踏まえ、愛玩動物看護師が行う診療の補助の対象となる動物（法の対象動物）は、獣医師法第17条の対象動物と同一とすることにより、愛玩動物の診療現場における獣医師と愛玩動物看護師の業務独占の対象動物の整合を図ることが適当ではないか。

○ 獣医師法第17条の対象動物とされると、獣医師以外の者は当該動物の診療の業務が行うことはできなくなる。したがって、①畜産業の発達、公衆衛生の向上等の観点からの重要性、②疾病の発生状況、③獣医師の技術的対応能力等を考慮し、公共の福祉の観点から、獣医師がその専門性をもって診療を行う必要性が高いと判断されるものを対象動物として規定している。（※）

構成員から提案のあったウサギ、ハムスター、フェレット等は一定程度飼育されているものと考えられるが、現在、獣医師法施行令に規定せずとも、獣医師による診療が行われており、また、現時点で、診療を獣医師に限定すべき公衆衛生上の観点等喫緊の課題は見られない。このため、獣医師法第17条の飼育動物に規定する必要性に乏しく、現時点で、法の対象動物とすることは困難と考えられる。

○ なお、獣医師法第17条の診療対象動物は、あくまで獣医師でないと診療することができない動物であり、対象動物以外の飼育動物については、獣医師でなくても診療業務を行うことは可能である。

愛玩動物看護師についても、同様に、政令の対象動物とせずとも獣医師の指示の下の診療の補助の業務は可能である。

※ 獣医師法施行令において、平成4年にオウム科全種、カエデチヨウ科全種及びアトリ科全種が指定されたことについては、

- ・1980年代から90年代にかけて、人獣共通感染症であるオウム病^注が流行しており、公衆衛生の観点から、獣医師による愛玩用の鳥の診療が必要とされたこと
 - ・鳥の飼育数は犬及び猫に次いで多く、飼い主からの需要が大きいこと
- といった背景があった。

注) 主にオウムなどの愛玩用の鳥から人に感染し、肺炎などの気道感染症を起こすもの。重症になると、呼吸困難、意識障害などが見られ、診断が遅れると死亡する場合もある。妊婦は重症化する傾向があり、胎児の死亡も報告されている。